

承認第 5 号

専決処分事項の承認について

橋本市水道施設整備事業再評価委員会設置条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市水道施設整備事業再評価委員会設置条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成28年3月31日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道施設整備事業再評価委員会設置条例の一部を改正する条例

橋本市水道施設整備事業再評価委員会設置条例(平成18年橋本市条例第213号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、上下水道部水道経営室において処理する。</p>	<p>橋本市水道施設整備事業再評価委員会設置条例 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、上下水道部水道業務課において処理する。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。